

越谷市

2007.8.19.

## 『自治基本条例』を考える

牛山久仁彦

明治大学教授

### 1. 分権時代の自治体と住民

自治体間競争の時代と「地方自治改革」→ 地域住民の信頼に応える自治体づくり

⇒ 自治体は住民と行政の協働で創る — 自治体は役所だけのものではない

・ 政策の優先順位      ・ 限られた財源の有効利用      ・ 多様なニーズへの対応

### 2. 住民参加・協働のあり方と考え方

変わる住民と行政の関係—なぜ参加型の自治体行政が求められるのか

積極的理由 地方分権改革の進展

住民本位の行政

住民意識の成熟

消極的理由 財政危機による行政サービスの縮小（選択）

「政府の失敗」の修正

住民による行政の補完

◇いかにして自治体政府としての責任を果たすのか？

### 3. 地方分権と住民参加・協働

2000年4月 地方分権推進関連法（分権一括法）成立

・ 自治体に権限と財源を「委譲」 — 機関委任事務の廃止

国と地方の関係の見直し

必置規制の緩和      など

↓  
「官官分権」にすぎないという批判も

▽

「行政から住民へ」「官から民へ」という分権 — 規制改革との異同

☆ 自治体経営におけるNPM理論の影響と自治体改革（自治体経営改革）

☆ 単なる効率化にとどまらず、住民の満足度を高めるための方策

### 3. 住民と議会・行政が「協働する」ということ

#### ☆住民参加・協働の前提

- ・ 地域住民は容易に行政・議会の情報にアクセス可能か  
(議会・行政情報、参加・参画希望への対応など)
- ・ 議会、行政の組織は参加・参画型行政に耐えるのか — 組織改革、意識改革  
広聴・広報機能

住民の参加・参画への理解

議会の参加・参画型行政への理解

- 「協働」の意味の再確認
- ・ 公共サービスの提供における協働
  - ・ 政策形成、決定における参加・協働

### 4. 分権と協働のための条例を創ることの意味

条例制定権の拡大と自治体の対応 — 「上乘せ」「横出し」条例への取り組み  
自治基本条例の制定

☆「協働」ということを条例化することの意義

- ◎協働型条例の制度設計 → 何を条例化するか＝議会・行政と住民の約束ごと
- 分権自治体の理念とまちづくりの方向性
  - 参加・協働の手法と具体的な課題
  - 参加・協働の実効性担保と監視機関 など

### 5. 自治基本条例の位置づけと内容

自治体における市民の憲法 = 自治基本条例

→ 地方分権改革を契機に制定運動が活発化

- ・ 現行法の枠内での制定という制約
- ・ 法律を逸脱しないということの意味 (条例制定権)

自治体行政サービスあり方についての基本的方向性

自治体の他の条例の規範 住民の自治体政治への関与のルール

住民参加のあり方 議会・行政の組織・運営の考え方

行財政システムのあり方・改革の方向

住民投票制度の導入

☆越谷市らしさをどのように出していくのか？

- ・ 他の自治体の事例 ニセコ町まちづくり基本条例 など

## 6. 条例の制定手続き

自治基本条例制定のハードル 最も高い→住民投票を課す ⇒ 条例の権威高める  
最も低い→議会議決

制定過程への住民参加 ー 制定過程は常に公開される必要  
パブリックコメントなどの多用  
住民への日常的な情報公開  
意見の日常的な把握と参加

☆ 他市の事例 ー 徹底した市民協働型条例作り  
パブリック・インボルブメント(PI)  
議会修正の意味と位置づけ

## 7. まとめー地方分権の時代にどのような自治体を構想するのか

自治体間競争の時代と「自治体改革」→ 地域住民の信頼に応える自治体づくり

◇地方分権は日本の社会のあり方を問う

◎自己決定・自己責任を貫き通す地域の努力と自治基本条例の必要性・重要性  
→ 越谷市における自治基本条例制定と議員・職員に求められること

☆ 自治基本条例は実効性のない理念条例ではないことの確認